平成２９年（フ）第６８５号
神戸市灘区森後町２丁目２番22―301号
債務者　中西　利久
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　進一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７０１号
神戸市垂水区塩屋町９丁目30番50―305号
債務者　奥松　和樹
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　明石　葉子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７０２号
神戸市須磨区北落合３丁目38番216―1001号、従前の住所神戸市中央区相生町５丁目10番21―809号
債務者　田中　満穂
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　明石　葉子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５９号
広島市佐伯区八幡５丁目11番59―２―101号
債務者　藤岡　　勇
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　剛史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６０号
広島市佐伯区八幡５丁目11番59―２―101号
債務者　藤岡　順子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　剛史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６０５号
岐阜県瑞浪市寺河戸町1169―16―201、住民票上の住所広島県廿日市市宮内1011番地３
債務者　後藤　政彦
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　喜久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６３０号
広島市佐伯区藤の木１丁目５番17号
債務者　吉川　美咲
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秦　誠一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５４５号
北九州市若松区久岐の浜４番１―504号
債務者　赤尾　裕子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第８４号
岐阜県大垣市長松町886番地３
債務者　中山リカルドことナカヤマリカルドルイスこと　ナカヤマリカルドルイズ
1　決定年月日時　平成29年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第８５号
岐阜県大垣市長松町886番地３
債務者　ナカヤマロセマリコスタトレドことナカヤマホゼマリコスタトレドこと　ロゼマリコスタトレドナカヤマ
1　決定年月日時　平成29年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第１５９号
愛知県岡崎市百々町字四ツ谷26番地２　メゾンシミズパートⅡ　201
債務者　井手　龍二
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第６０号
島根県雲南市吉田町深野465番地
債務者　石田美由紀
1　決定年月日時　平成29年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９６号
島根県出雲市斐川町福富137番地７
債務者　泉　ひかる（旧姓矢島）
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６号
静岡県掛川市和田108番地の２　和田団地202号室
債務者　髙橋　仁美
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第１１０６号
さいたま市北区日進町３丁目76番地２
債務者　小島　由美
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３７４号
埼玉県富士見市東みずほ台１丁目６番地24　緑風館106
債務者　畔柳　澄江（旧姓外山）
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４８２号
埼玉県ふじみ野市福岡中央２丁目３番１号　ザ・オータニ305号、前住所埼玉県ふじみ野市うれし野２丁目17番18―803号
債務者　高橋　直子（旧姓平川）
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部